

令和 6 年第 1 回野辺地町議会

定例会会議録

招 集 年 月 日 令和 6 年 2 月 2 8 日（水）

招 集 場 所 野辺地町議会会議場

開会（開議） 令和 6 年 3 月 1 5 日（金）午前 9 時 3 0 分

出席議員（12 名）

1 番	横 浜 睦 成	2 番	高 沢 陽 子
3 番	木 戸 忠 勝	4 番	村 中 玲 子
5 番	五十嵐 勝 弘	6 番	戸 澤 栄
7 番	古 林 輝 信	8 番	中 谷 謙 一
9 番	野 坂 充	10 番	大 湊 敏 行
11 番	赤 垣 義 憲	12 番	岡 山 義 廣

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町	長	野 村 秀 雄
副 町	長	江 刺 家 和 夫
教 育	長	新 渡 幹 夫
総 務 課	長	山 田 勇 一
企 画 財 政 課	長	秋 島 祐 成
防 災 管 財 課	長	西 舘 峰 夫
産 業 振 興 課	長	長 根 一 彦
町 民 課	長	上 野 義 孝
介 護 ・ 福 祉 課	長	飯 田 貴 子
健 康 づ く り 課	長	木 明 修

建設水道課長	瀧澤	誠
会計管理者	小野早苗	
学校教育課長	富吉卓弥	
兼学校給食共同調理場所長		
学校教育課指導室長	向中野純子	
社会教育・スポーツ課長兼中央公民館長	五十嵐洋介	
兼図書館長兼歴史民俗資料館長		
税務課長補佐	金ヶ崎春明	
代表監査委員	駒井広	
総務課行政担当	二木文弥	
総務課行政担当	佐藤祐大	

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	玉山順一	
議会事務局主幹	濱中太一	

議事日程（第5号）

日程第1 議案審議

- 1、承認第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(令和5年度野辺地町一般会計補正予算(第7号))
- 2、承認第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(野辺地町手数料条例の一部を改正する条例)
- 3、議案第1号 令和5年度野辺地町一般会計補正予算(第8号)
- 4、議案第2号 令和5年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 5、議案第3号 令和5年度野辺地町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 6、議案第4号 令和5年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 7、議案第5号 令和5年度野辺地町水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 8、議案第12号 野辺地町課設置条例の一部を改正する条例案
- 9、議案第13号 野辺地町公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部を改正する条例案
- 10、議案第14号 野辺地町庁舎の使用に関する条例案
- 11、議案第15号 野辺地町個人情報保護審査会条例等の一部を改正する条例案
- 12、議案第16号 野辺地町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案
- 13、議案第17号 野辺地町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
- 14、議案第18号 野辺地町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案
- 15、議案第19号 野辺地町子育て支援基金条例案
- 16、議案第20号 野辺地町監査委員条例及び野辺地町水道事業の

設置等に関する条例の一部を改正する条例案

17、議案第21号 野辺地町立諸学校使用料徴収条例の一部を改正する条例案

18、議案第22号 野辺地町まかどスポーツセンター条例案

19、議案第23号 こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案

20、議案第24号 野辺地町すこやか医療費給付条例の一部を改正する条例案

21、議案第25号 野辺地町介護保険条例の一部を改正する条例案

22、議案第26号 野辺地町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

23、議案第27号 野辺地町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

24、議案第28号 野辺地町水産基盤整備事業分担金徴収条例及び有戸漁港管理条例の一部を改正する条例案

25、議案第29号 野辺地町町営住宅条例の一部を改正する条例案

26、議案第30号 野辺地町空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例案

27、議案第31号 町道の路線認定の件

28、議案第32号 町道の路線変更の件

29、議案第33号 野辺地町副町長の選任の件

30、議案第34号 野辺地町教育委員会教育長の任命の件

31、議案第35号 野辺地町固定資産評価審査委員会委員の選任の件

32、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦の件

日程第2 追加提出議案の上程

日程第3 追加提出議案の提案理由説明

日程第4 追加提出議案審議

1、議案第36号 財産の取得の件

2、議案第37号 工事の請負契約の一部変更契約の件

日程第5 発議審議

1、発議第1号 統合小学校新築事業調査特別委員会設置に関する決議案

2、発議第2号 防災・減災対策検証特別委員会設置に関する決議案

3、発委第1号 野辺地町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案

日程第6 閉会

町長の提出議案

議案第36号 財産の取得の件

議案第37号 工事の請負契約の一部変更契約の件

議会の提出議案

発議第1号 統合小学校新築事業調査特別委員会設置に関する決議案

発議第2号 防災・減災対策検証特別委員会設置に関する決議案

発委第1号 野辺地町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案

会議に付した議案

承認第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和5年度野辺地町一般会計補正予算（第7号））

承認第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（野辺地町手数料条例の一部を改正する条例）

議案第1号 令和5年度野辺地町一般会計補正予算（第8号）

議案第2号 令和5年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

議案第3号 令和5年度野辺地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第4号 令和5年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

議案第5号 令和5年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第12号 野辺地町課設置条例の一部を改正する条例案

- 議案第13号 野辺地町公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部を改正する
条例案
- 議案第14号 野辺地町庁舎の使用に関する条例案
- 議案第15号 野辺地町個人情報保護審査会条例等の一部を改正する条例案
- 議案第16号 野辺地町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利
用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を
改正する条例案
- 議案第17号 野辺地町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例案
- 議案第18号 野辺地町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条
例案
- 議案第19号 野辺地町子育て支援基金条例案
- 議案第20号 野辺地町監査委員条例及び野辺地町水道事業の設置等に関する条
例の一部を改正する条例案
- 議案第21号 野辺地町立諸学校使用料徴収条例の一部を改正する条例案
- 議案第22号 野辺地町まかどスポーツセンター条例案
- 議案第23号 こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等
に関する省令等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案
- 議案第24号 野辺地町すこやか医療費給付条例の一部を改正する条例案
- 議案第25号 野辺地町介護保険条例の一部を改正する条例案
- 議案第26号 野辺地町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例案
- 議案第27号 野辺地町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介
護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関す
る基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 議案第28号 野辺地町水産基盤整備事業分担金徴収条例及び有戸漁港管理条例
の一部を改正する条例案
- 議案第29号 野辺地町町営住宅条例の一部を改正する条例案
- 議案第30号 野辺地町空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第31号 町道の路線認定の件
- 議案第32号 町道の路線変更の件
- 議案第33号 野辺地町副町長の選任の件

議案第34号 野辺地町教育委員会教育長の任命の件
議案第35号 野辺地町固定資産評価審査委員会委員の選任の件
諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦の件
議案第36号 財産の取得の件
議案第37号 工事の請負契約の一部変更契約の件
発議第1号 統合小学校新築事業調査特別委員会設置に関する決議案
発議第2号 防災・減災対策検証特別委員会設置に関する決議案
発委第1号 野辺地町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案

◎開議の宣告

○議長（岡山義廣君）　これから本日の会議を開きます。

（午前　９時３０分）

◎議案審議

○議長（岡山義廣君）　日程第１、議案審議を行います。

承認第１号　専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和５年度野辺地町一般会計補正予算（第７号））を議題とします。

副町長から説明を求めます。

副町長。

○副町長（江刺家和夫君）　おはようございます。承認第１号は、専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件であります。

専決処分いたしましたのは、令和５年度野辺地町一般会計補正予算（第７号）であります。これは、国の総合経済対策により、住民税均等割のみ課税世帯に対し、住民税非課税世帯と同水準の支援を行うこと及び低所得者世帯における１８歳以下の子供１人当たり５万円を加算し給付することなどが示されました。また、陸奥湾ホタテガイの令和５年夏の高水温被害に対し、漁業者の損失を低減するための基金を造成することとなり、町も拠出する必要が生じました。これらに対し、早急に措置する必要が生じましたことから、令和６年１月３１日付で専決処分したものであります。

それでは、お手元の別冊の予算書でご説明申し上げます。既定の予算の総額は、歳入歳出それぞれ７,２３０万円を追加し、予算の総額を９４億７,９３０万円としました。

まず、歳入予算について、予算書の６ページをお願いいたします。１４款国庫支出金、２項１目総務費国庫補助金、２節地方創生臨時交付金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、給付金・定額減税一体支援枠分として交付され、住民税均等割のみ課税世帯及び低所得者子育て世帯への物価高騰対策給付金に充てるもので、６,９１５万５,０００円を計上いたしました。

１８款繰入金、２項１目１節財政調整基金繰入金は、本補正予算の収支均衡を図るものであり、３１４万５,０００円を追加いたしました。

続いて、歳出予算は７ページになります。２款総務費、２項１目賦課徴収費、１２節委託料の個人住民税システム改修は、来年度に予定されている定額減税に対応するためのもので、１１４万５,０００円を計上いたしました。

それから、３款民生費、１項１３目均等割課税世帯・低所得子育て世帯物価高騰対策給付事業費の３節職員手当等から１２節の委託料までは、本事業に係る事務費分で、合わせまして１６５万５,０００円を

計上いたしました。18節負担金補助及び交付金の均等割のみ課税世帯物価高騰対策給付金は、住民税均等割のみ課税された世帯に対し、1世帯当たり10万円を給付するもので、5,000万円を計上いたしました。低所得者子育て世帯物価高騰対策給付金は、住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯に対し、18歳以下の子供1人当たりに5万円を加算し給付するもので、1,750万円を計上いたしました。

6款農林水産業費、3項1目水産総務費、18節負担金補助及び交付金のホタテガイ親貝確保緊急対策事業費200万円は、令和5年夏の高水温被害に対し漁業者の損失を低減させることとし、その財源として基金を造成することとなったものであります。

以上でございます。ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 歳入歳出一括で質疑を行います。質疑ありませんか。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 7ページです。水産総務費、ホタテガイ親貝確保緊急対策事業費であります。基金を創設するということで、お隣の横浜町はこの金額より大きかったようにちょっと記憶しているのですが、野辺地町が200万円という金額になった理由を教えてください。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長根一彦君） お答えいたします。

この金額につきましては陸奥湾沿岸でホタテガイの数量割合というのがありまして、その数量割合からはじき出された金額でありまして、野辺地町は200万円という割当てが、要望が来ておりました。

以上です。

○議長（岡山義廣君） そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

承認第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（野辺地町手数料条例の一部を改正する条例）を議題とします。

町民課長から説明を求めます。

課長、どうぞ。

○町民課長（上野義孝君） おはようございます。それでは、承認第2号についてご説明いたします。

議案書3ページをお願いいたします。承認第2号は、専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件であります。

専決処分した理由は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和5年政令第347号）が令和5年12月6日に公布されたことに伴い、野辺地町手数料条例においても所要の改正が必要となりましたが、施行日が令和6年3月1日と緊急を要することから、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分したものであります。

改正の主なる内容を新旧対照表でご説明いたします。議案書11ページをお願いいたします。この改正は、戸籍に関する区分の全改正となるため、改正事項がない条文も記載されております。また、手数料に関しましては、新設された2項目だけの追加となり、そのほかは従来のままで文言の改正となります。戸籍謄本等の交付は、法改正前は、本籍地の市区町村のみに限られていましたが、法改正により全国どこの市区町村の窓口においても、3月1日より交付請求できることとなりました。これを広域交付といいます。

それでは、新旧対照表を御覧ください。手数料の額450円の項目は、戸籍謄本等の広域交付に関する条項の追加及び文言の改正であります。その下の350円の項目の改正はございません。

11ページから12ページにかけての400円の項目は新設になり、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行請求ができる旨、記載されております。この電子証明書は、戸籍謄本の電子版のことで、請求者から請求を受けた市町村は、戸籍電子証明書提供用識別符号を発行いたします。発行を受けた請求者は、行政機関への手続、パスポートの申請、年金、児童扶養手当等の申請の際、従来必要だった戸籍謄本に代え、戸籍電子証明書提供用識別符号、これは交付から3か月有効となります。これを提供することで、添付書類の省略が可能となります。

13ページの750円の項目は、除籍謄本等の広域交付に関する条項の追加及び文言の改正です。次の450円の項目の改正はございません。

14ページの700円の項目は新設になり、こちらは除籍謄本の電子版について記載しております。それ以下は、電子化された届け書等の情報の内容に係る証明書の閲覧や交付についての文言の改正で、手数料に変更はございません。

なお、戸籍の広域交付により、戸籍、除籍謄本等の交付請求ができるのは、戸籍に記載されている方、またはその配偶者と直系の方に限ります。なお、郵送請求や代理請求はできません。

附則であります。この条例は令和6年3月1日から施行いたします。

以上、承認第2号についてご説明申し上げました。承認のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

9 番、野坂 充君。

○9 番（野坂 充君） 今のこの改正は、全国どこの戸籍抄本、除籍謄本とかは、野辺地町で全部取れるという改正になったのですね。

○議長（岡山義廣君） 町民課長。

○町民課長（上野義孝君） お答えいたします。

例えば全国で2か所、3か所に謄本があるという場合も野辺地町の役場で全ての町村から、県外の町村も含めて請求できることになります。

○議長（岡山義廣君） そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから承認第2号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

議案第1号 令和5年度野辺地町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

初めに、歳入歳出予算補正の概要と歳入について、副町長の説明を求めます。

副町長。

○副町長（江刺家和夫君） それでは、議案第1号は令和5年度野辺地町一般会計補正予算（第8号）であります。お手元の別冊予算書でご説明申し上げます。

既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ1,430万円を減額し、予算の総額を94億6,500万円といたしました。予算全般につきまして、単に事業費の確定及び決算見込みにより増減するものについては、各項目において説明のほうは割愛させていただきます。

それでは、まず歳入の主なるものについてご説明申し上げます。予算書の14ページをお願いいたします。10款地方交付税、1項1目1節地方交付税は、普通交付税の再算定に伴い、追加交付分として4,776万6,000円を増額いたしました。

中段の14款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金、3節障害者福祉費負担金は、障害福祉サービスの利用者数や利用回数の増加により、事業費が増額する見込みであることから、252万5,000円を増額いたしました。

下段の2項1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金の個人番号カード交付事務費は、マイナンバーカードの交付枚数が10月以降減少していることから、297万8,000円を減額いたしました。

3節戸籍住民基本台帳費補助金は、戸籍附票システムの改修2件に係るもので、当初は6年度に予

定されていましたが、国の補正予算により５年度に追加されることとなったもので、246万4,000円を計上いたしました。

少し飛ばしまして、17ページをお願いいたします。15款県支出金、２項４目農林水産業費県補助金、１節農業費補助金の農地利用最適化交付金は、農業委員会等の農地利用最適化に係る活動実績に応じて交付金が決定されるものであり、当初の見込みより交付額が増額したことから、287万円を追加いたしました。３節水産業費補助金の水産業強化支援事業費2,400万円は、漁協が荷さばき施設にクレーン等を整備する事業に対する補助金で、町を通して間接的に交付するものであります。

下段の17款寄附金、１項２目指定寄附金は、ふるさと納税が25件、そのほか指定寄附金５件、合わせて660万6,000円のご寄附がありました。寄附の目的に沿った基金に積み立てて活用させていただきます。

18ページをお願いいたします。18款繰入金、２項５目役場庁舎建設基金繰入金は、償還に係る基金の持ち出しを抑えるため、地方債の借入額を抑制し、基金からの繰入額を２億2,672万2,000円増額するものであります。

19ページに参りまして、21款町債は、総額２億5,240万円を減額いたしました。１項１目１節総務債の新庁舎建設事業は、令和４年度事業に引き続き、借入額を起債対象経費の90％から75％に減らし、２億2,830万円の減額をいたしました。

以上、歳入予算についてであります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） これから歳入について一括で質疑を行います。ページ数を言ってから質疑願います。質疑ありませんか。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 18ページ、指定寄附金、その他１件で550万円とあります。この目的は、こういった目的の寄附金だったのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（山田勇一君） この550万円の指定寄附金の目的は、地域振興のためということであります。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 19ページ、町債、新庁舎建設事業の借りの割合を90％から75％に減らしたということですが、これは緊急保全対策事業に当てはめて90％を借りるという当初の計画だったと思うのですが、これを75％に下げたというのは、町の判断で下げたのか、緊急保全対策事業に合致しなくなって下げたのか教えてください。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（秋島祐成君） お答えいたします。

町の判断で下げました。

○議長（岡山義廣君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出について副町長の説明を求めます。

副町長。

○副町長（江刺家和夫君） 続いて、歳出予算の主なるものについてご説明申し上げます。

23ページからお願いいたします。2款総務費、3項1目戸籍住民基本台帳費、12節委託料は、戸籍の附票システムの改修2件に係るもので、当初は6年度に予定されていましたが、国の補正予算により5年度に追加されることになったもので、246万4,000円を計上いたしました。

下段の4項選挙費の2目県議会選挙費から26ページの5目町長選挙費までは、各選挙の決算見込みによる執行残を減額しております。

28ページをお願いいたします。下段の3款民生費、1項7目障害福祉対策費、19節扶助費は、障害福祉サービスの利用者数や利用回数の増加に伴い公費負担も増加し、予算が不足する見込みであるため、合わせて505万円増額いたしました。

少し飛ばしまして、31ページをお願いいたします。4款衛生費、5目環境衛生費、18節負担金補助及び交付金の北部上北広域事務組合57万5,000円は、火葬場の人件費の増により負担額が増額したため、追加で計上したものであります。

また少し飛ばしまして、33ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項1目農業委員会費、1節報酬は、農業委員会委員等の報酬を総額278万2,000円追加いたしました。農業委員等活動報酬及び農地利用の最適化の活動実績により交付金が増額したものであります。

3項1目水産総務費、18節負担金補助及び交付金の野辺地漁港荷さばき施設クレーン等整備事業2,400万円は、現在整備中の荷さばき施設に漁協がクレーンやベルトコンベヤーを整備する予定としており、国の補助金を町を通して間接的に補助するものであります。これまで令和6年度事業として計画しておりましたが、国の令和5年度補正予算事業に変更となったことから、繰越明許の設定も併せて補正予算に計上するものであります。

34ページをお願いいたします。7款商工費、1項2目観光費の18節負担金補助及び交付金の地域おこし協力隊起業支援事業は、現協力隊員の任期延長により、次年度の対象となるため、100万円減額いたしました。また、祇園まつり持続支援事業は、今年度2つの祭典部が参加を辞退したことから、100万円減額したものであります。

少し飛ばしまして、37ページをお願いいたします。10款教育費、2項3目教育振興費、18節負担金補助及び交付金の大会派遣費は、空手やレスリング、スキー競技において、全国大会への参加選

手が例年より多いことから、26万8,000円を追加いたしました。

4 目学校施設費は、旧馬門小学校体育館を4月からまかどスポーツセンターとして一般開放するために消火器等を整備するもので、40万9,000円を追加いたしました。

38ページをお願いいたします。下段の5目サンビレッジのへじ費、10節需用費の光熱水費は、電気料金の値上げにより予算が不足する見込みであることから、80万6,000円追加いたしました。また、修繕料の22万円は、幼児用プール内のステップを修繕するものであります。

39ページに参りまして、13款諸支出金、1項2目減債基金費2,393万7,000円は、普通交付税の追加交付分の中に令和6年、7年度分の臨時財政対策債の一部が含まれていることから、基金に積み立てておくものであります。

6目公共施設整備基金費は、公共施設の整備に備え積み立てるもので、2,000万円を追加いたしました。

12目子育て支援基金費は、今後多様化する子育て支援事業に対応するため、本定例会にて新たに設置を提案する基金で、1億円を積み立てるものであります。

以上、歳出予算であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 歳出について一括で質疑を行います。質疑ありませんか。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 29ページをお願いします。2項児童福祉費の中で、非常勤事務員とか、あと児童支援員、主任総括児童支援員など人件費、報酬が減額されている項目がかなりありますが、これはどういった理由でしょうか。人が減ったとか、何かしら理由を教えてください。

○議長（岡山義廣君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（木明 修君） それでは、お答えいたします。

まず、1目の児童福祉総務費の非常勤事務員の報酬につきましては、当初予定していました人数よりも、1人任用しなかったための減額になります。

それから、3目の児童館費の報酬につきましては、予定どおり任用したのですけれども、勤務日数の関係から、決算見込みから減額したもので、その下の放課後児童対策費の報酬につきましては、主任放課後児童支援員、あとその下の放課後児童支援員につきましては、勤務日数の関係から減額で、それからその下の放課後児童補助員に関しては、1名任用しなかったため、その分が減額になります。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 33ページをお願いします。水産総務費の荷さばき施設クレーン等整備事業、これ途中からクレーンを設置することが決まったのか、当初からあったのか確認したいのですが。

○議長（岡山義廣君） 課長。

○産業振興課長（長根一彦君） お答えいたします。

漁協さんのほうで検討は進めておりました。6年度に予算要求ということでしていましたが、補正予算のほうで国が対応するということでしたので、今回補正させていただいております。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 34ページです。8款2項2目14節工事請負費、町道改良工事が1,000万円弱減額されていますけれども、これは改良するキロ数が少なくなつての減額でしょうか。

○議長（岡山義廣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（瀧澤 誠君） お答えいたします。

工事内容そのものは当初のまま実施いたしましたが、まず入札による結果の減額となります。

○議長（岡山義廣君） 5番、五十嵐勝弘君。

○5番（五十嵐勝弘君） 34ページ、7款商工費の地域資源活用費の旅費ですが、これは当初予算そのまま減額しているように思うのですが、理由を教えてください。

○議長（岡山義廣君） 長根課長。

○産業振興課長（長根一彦君） お答えいたします。

この減額につきましては、当初土庄町のほうの訪問を予定しておりましたが、5年度は行かないことになりましたので、減額させていただきました。

○議長（岡山義廣君） 5番、五十嵐勝弘君。

○5番（五十嵐勝弘君） 次に、35ページの下段、住宅総務費の木造住宅耐震診断の推進事業、これについても当初予算をそのまま減額しているように思うのですが、事業に合致するようなことがなかったというふうな捉え方でよろしいでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（瀧澤 誠君） お答えいたします。

この事業につきましては、当初予算で1件分の予算を計上しておりましたが、申請がなかったということで、実績に基づいて減額したものであります。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 37ページをお願いします。5目小学校統合事業費の部分で統合小学校新築事業基本構想・基本計画策定支援業務、これが大きく347万2,000円の減額になっているのですが、この理由を教えてください。

○議長（岡山義廣君） 学校教育課長。

○学校教育課長（富吉卓弥君） お答えいたします。

この業務につきましては、入札のほうを行っております。その結果、入札残として357万2,000円

の計上となっております。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 当初の予定とはかなり少なかった入札額だと思うのですが、業務は滞りなくというか、しっかり進められているのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 学校教育課長。

○学校教育課長（富吉卓弥君） 基本構想の検討委員会ということで、これまで9回開催しております。その席におきましても、毎回3名の方に出席いただいて、アドバイスをいただいております。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 39ページをお願いします。先ほど減債基金費のところ、令和6年、7年の臨時財政対策債がどうかという説明を受けたのですが、もうちょっと詳しく教えてもらってよろしいですか。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（秋島祐成君） お答えいたします。

今回普通交付税の追加交付がございましたが、その内訳として令和6年度、7年度に臨時財政対策債の償還に充てる分を前倒しで交付するというものがございました。要は6年度、7年度の交付税は入ってこない、その分使わないようにして6年度と7年度に使ってくださいということでございます。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 交付税算入分が前倒しでということだと思うのですが、国がやったことということですね。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（秋島祐成君） そうなります。

○議長（岡山義廣君） そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで歳出の質疑を終わります。

続きまして、第2表、繰越明許費補正から第4表、地方債補正まで、副町長の説明を求めます。
副町長。

○副町長（江刺家和夫君） それでは、予算書の6ページのほうに戻ります。

第2表、繰越明許費補正についてご説明いたします。8件を設定するものであります。2款総務費、1項総務管理費の光ファイバ整備事業費補助金は、有戸地区方面の光ファイバの整備事業であります。事業完了が令和6年度になる見込みであることから繰越しするものであります。

3項戸籍住民基本台帳費の5件は、住民基本台帳法等の一部改正に伴い、必要となるシステム改

修であります、事業完了が令和6年度となる見込みであることから繰り越すものであります。

それから、3款民生費、1項社会福祉費の低所得者向け物価高騰対策給付金事業は、非課税世帯へ7万円を給付する事業であります、最終の支払いが令和6年4月になる見込みであることから繰越しするものであります。

それから、6款農林水産業費、3項水産業費の野辺地漁港荷さばき施設クレーン等整備事業費補助金は、歳出予算で説明したとおり、事業完了が令和6年度となる見込みであることから繰り越すものであります。

7ページから10ページまでは、第3表、債務負担行為補正であります。令和6年度当初から業務を開始するため、令和5年度中に契約行為を行い、滞りなく業務を進めるためのものなど、全部で57件を追加いたしました。

次に、11ページからの第4表、地方債補正は、変更が9件あります。事業費の確定または確定見込みにより、当該事業に充当する地方債の限度額を変更するものであります。なお、起債の方法、利率等に変更はございません。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 第2表から第4表まで一括で質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号 令和5年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

主なる項目について町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（上野義孝君） それでは、議案第2号 令和5年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、別冊予算書でご説明申し上げます。

既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,490万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出そ

れぞれ15億7,396万4,000円といたしました。

歳入の主なるものについてご説明申し上げます。6ページをお願いいたします。1款国民健康保険税、1項1目一般被保険者国民健康保険税を収納見込額の精査により871万4,000円減額し、2億5,833万1,000円といたしました。

4款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金、1節普通交付金を実績見込みにより1億186万8,000円、2節特別交付金を内示額等の確定により468万9,000円、それぞれ減額いたしました。

次に、歳出の主なるものについてご説明申し上げます。8ページをお願いいたします。2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費と3目一般被保険者療養費を合わせて、給付実績の見込みにより8,850万9,000円減額いたしました。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費は、給付実績見込みにより1,335万9,000円減額いたしました。

3款国民健康保険事業費納付金、1項1目一般被保険者医療給付分については、財源調整であります。

6款保健事業費、2項1目特定健康診査等事業費を集団健診及び個別健診の決算見込みにより422万4,000円減額いたしました。

9款諸支出金、3項繰出金、2目直営診療施設勘定繰出金は、購入機器の見直しのため、令和5年度の施設整備分の252万1,000円を減額いたしました。

次に、3ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為補正についてであります。国保情報集約システム運用管理業務委託ほか4件については、今年度中に契約を行い、令和6年度当初から滞りなく業務を進めるため設定するものであります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 歳入歳出及び第2表、債務負担行為補正について一括で質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号 令和5年度野辺地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

主なる項目について町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（上野義孝君） それでは、議案第3号 令和5年度野辺地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、別冊予算書でご説明申し上げます。

既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ220万2,000円減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,615万5,000円といたしました。

歳入についてご説明申し上げます。6ページをお願いいたします。1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料は、収納見込額を精査し、1目特別徴収保険料、1節現年度分を27万1,000円、同じく2目普通徴収保険料、1節現年度分を37万4,000円、2節滞納繰越分を55万6,000円それぞれ減額いたしました。

3款繰入金、1項2目保険基盤安定繰入金を、後期高齢者医療広域連合の保険基盤安定繰入金が確定したことにより、100万1,000円減額いたしました。

次に、歳出についてご説明申し上げます。7ページをお願いいたします。2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金を、歳入でご説明したとおり、保険料納付金については収納見込額の精査により64万5,000円、滞納繰越分を55万6,000円それぞれ減額し、過年度納付金は令和5年度精算分の令和4年度保険料負担金が確定したため、390万8,000円増額し、保険基盤安定負担金については額の確定により100万1,000円減額いたしました。

5款予備費については、歳入歳出の均衡を保つため、390万8,000円減額いたしました。

次に、3ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為についてであります。後期高齢者医療事務システム保守業務の66万円については、今年度中に契約を行い、令和6年度当初から滞りなく業務を進めるため設定するものであります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 歳入歳出、第2表、債務負担行為について一括で質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 令和5年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

主なる項目について介護・福祉課長の説明を求めます。

課長、どうぞ。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） 議案第4号 令和5年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

別冊の補正予算書をお願いいたします。既定の予算額から4,955万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ18億3,213万1,000円といたしました。

それでは、歳入についてご説明いたします。6ページをお願いいたします。1款1項介護保険料、1目第一号被保険者保険料を2,591万3,000円増額いたしました。これは、特別徴収保険料と普通徴収保険料の現年度分及び過年度分の調定見込みによるものであります。

3款1項国庫負担金、1目介護給付費負担金を821万4,000円減額いたしました。これは、介護給付費に係る国庫負担金分の負担割合に基づくもので、決算見込みにより減額しております。

同じく2項国庫補助金、1目調整交付金は328万円、2目地域支援事業交付金（介護予防・生活支援）は4万1,000円、3目同（包括的・任意事業）は33万円、4目保険者機能強化推進交付金57万6,000円、5目保険者努力支援交付金33万3,000円、計456万円を減額いたしました。各事業の決算見込額による減額であります。

7ページをお願いいたします。4款1項支払基金交付金を計1,314万7,000円減額いたしました。これは、介護サービス給付費が見込みよりも減ったことによる減額であります。

5款1項県負担金、1目介護給付費負担金を755万7,000円減額いたしました。これは、介護給付費に係る県負担分に基づくもので、決算見込みにより減額しております。

8ページをお願いいたします。7款1項一般会計繰入金を計625万2,000円減額いたしました。これは、介護サービス給付費や介護予防・生活支援総合事業、包括的支援事業、また事務費等の負担分を決算見込みにより調整しております。

同じく2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金を3,555万1,000円減額し、財源を調整いたしました。

続いて、歳出についてご説明いたします。9ページをお願いいたします。2款1項介護サービス等諸費を4,807万2,000円減額いたしました。これは、在宅介護サービスで増額になったものもあり

ますが、認知症グループホームをはじめとする地域密着型介護サービス給付費と、老健等の施設介護サービス給付費が見込みより少なかったことにより、全体として減額となったものであります。

2 款 2 項介護予防サービス等諸費を325万6,000円減額いたしました。これは、在宅介護予防サービスで増額になったものもありますが、介護予防通所リハビリテーションが見込みより少なかったことにより、全体として減額になったものであります。

続いて、10ページ下段から11ページの4 款 3 項 2 目任意事業費は86万2,000円を減額いたしました。これは、主に成年後見等を申し立てる費用となりますが、今年度は町が費用を支払うケースが見込みより少なかったことによるものです。

最後に、戻りまして3 ページをお願いいたします。第2 表、債務負担行為補正であります。債務負担行為は4 件で、令和6 年度当初から業務を開始するに当たり、令和5 年度中に契約行為を行い、滞りなく業務を進めるためのものであります。

以上、ご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 歳入歳出及び第2 表、債務負担行為補正について一括で質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第4 号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4 号は原案のとおり可決されました。

議案第5 号 令和5 年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第3 号）を議題とします。

主なる項目について、建設水道課長の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（瀧澤 誠君） それでは、議案第5 号 令和5 年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第3 号）についてご説明いたします。

1 ページをお願いいたします。第2 条、収益的収入及び支出の補正は、収入については補正はございませんが、支出では、1 款 1 項営業費用2 億3,929万5,000円を1 万6,000円減額し、2 億3,927万9,000円といたしました。

4 項予備費は528万5,000円から、財源調整のため1 万6,000円増額し、530万1,000円といたしま

したことから、収益的収入及び支出での増減はございません。

第3条、債務負担行為は、毎日水質検査業務委託ほか2件であります。令和6年度当初から業務を開始する必要があり、令和5年度中に契約行為を終了し、滞りなく業務を進めるためのものです。

補正の内容は、補正予算説明書で説明いたします。6ページをお願いいたします。(1)、収益的収入及び支出の収入については補正はございません。

支出では、1款1項4目総係費は、3節及び33節、合わせて12万8,000円増額いたしました。

5目減価償却費、1節有形固定資産減価償却費は14万4,000円の減額となり、1款1項営業費用は1万6,000円減額となります。

4項1目予備費を財源調整のため1万6,000円増額し、支出予定額を調整いたしました。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 収益的収入及び支出、債務負担行為について質疑を行います。質疑ありませんか。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 債務負担行為についてお伺いします。

令和6年度の業務委託ということで、先日、令和6年度の予算が成立したのですけれども、そのタイミングでの予算でいけるのではないかなと。今、令和5年度の補正で行う必要性を教えてください。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（秋島祐成君） お答えいたします。

6年度の当初予算は成立いたしましたが、それに基づいて支出を負担する行為などは4月以降でないとできないことになってございます。それだと4月当初からの業務開始に差し支えますので、ここで債務負担行為というものを起こすことによって、年度開始前に契約等の準備ができる、契約そのものもできるということになってございます。

○議長（岡山義廣君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

皆さんの健康のため、15分休憩に入ります。

休憩（午前10時27分）

再開（午前10時45分）

○議長（岡山義廣君） 再開します。

議案第12号 野辺地町課設置条例の一部を改正する条例案を議題とします。

総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（山田勇一君） 議案書17ページをお願いいたします。議案第12号は、野辺地町課設置条例の一部を改正する条例案であります。

町の組織機構の見直しに伴い、課の名称を改めるものであります。

改正内容について新旧対照表でご説明いたします。19ページをお願いいたします。現在の税務課と会計課を統合するものとし、第1条第4項の「税務課」を「税務会計課」に改めます。

なお、この条例の施行日は、令和6年4月1日といたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 税務課、会計課を税務会計課、1つにまとめるということですが、お金を扱うところが一緒になるということは、これまでできていたチェック機能というのが失われるのではないかと懸念があるのですが、その点是对策として大丈夫でしょうか。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（山田勇一君） 今回の統合に当たりましては、その目的といたしまして、今の課の規模を大きくして不測の事態にも対応すること、限られた人員で町民ニーズにも対応していくということを目的に行っておりますが、チェック機能につきましては、それは当然のことながら所属長を主として、またそれを補佐する課長補佐などがチェックするものと考えております。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） チェックは二重、三重、多ければ多いほどいいと思いますので、ぜひ様々な事案が起こらないような体制でよろしくお願いします。

○議長（岡山義廣君） 9番、野坂 充君。

○9番（野坂 充君） 会計管理者は置かないのですか。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（山田勇一君） 人事異動に関することでありますけれども、会計管理者は法律で置かなければならないことになっておりますので、現時点での考えでは税務会計課長が兼任するという
ことで考えております。

○議長（岡山義廣君） そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号 野辺地町公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

防災管財課長の説明を求めます。

防災管財課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） 議案書21ページをお願いいたします。議案第13号 野辺地町公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

23ページに提案理由がありますので、お願いいたします。野辺地町コミュニティ防災センター条例の廃止並びに野辺地町まかどスポーツセンター条例及び野辺地町庁舎の使用に関する条例を施行し一般利用に供する見込みになることに伴い、暴力団等排除の対象施設の整理を行うため、提案するものであります。

次の24ページからの新旧対照表を用いて説明いたします。対象施設の設置条例を列記している別表の内容を整理するということになります。24ページは、1回目の改正となる第1条に対応した新旧対照表でありまして、改正前の第3号「コミュニティ防災センター」を削りまして、第4号から第8号までを1号ずつ繰り上げていきます。そして、新たな第8号として「まかどスポーツセンター」を設けます。

次の25ページは、2回目の改正となる第2条に対応した新旧対照表でありまして、新たに第15号として「庁舎」を加えます。

最後に、この改正条例の施行期日ではありますが、コミュニティ防災センターとまかどスポーツセ

ンターの整理は令和6年4月1日、庁舎を加える部分は規則で定める日、想定では令和6年8月5日になりますが、規則で定める日としております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号 野辺地町庁舎の使用に関する条例案を議題とします。

防災管財課長の説明を求めます。

防災管財課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） 議案書27ページをお願いいたします。議案第14号 野辺地町庁舎の使用に関する条例案について説明いたします。

33ページに提案理由がありますので、お願いいたします。役場新庁舎の完成・供用開始に当たり、会議室等及び福利厚生室の使用方法を定め、使用者に適切な費用負担を求めるため提案するものがあります。

28ページにお戻りください。主な内容を説明いたします。第1条には、庁舎の町民ホール、小会議室、大会議室、福利厚生室を支障のない範囲で町民等に利用していただくためのルールを定めるという趣旨が書かれております。

第2条と第3条には、使用できる日時について、原則として平日の午前9時から午後5時と定めます。

第4条から第6条までには、使用許可の手続などを定めます。

30ページに参りまして、第7条から第9条には、使用料の額や納付期限、減免ができることなどを定めます。

第10条と11条には、原状回復や損害賠償など使用者の義務を定めます。

第12条には、条例で定めるべき事項に当たらない軽易なルールについて、規則に委ねることを定めます。

32ページに参りまして、第7条の使用料に関わる別表があります。会議室は、午前、午後、1日の区分で、福利厚生室は1年の区分で設定しております。

最後に、この条例の施行期日になりますが、規則で定める日、想定では令和6年8月5日になりますけれども、規則で定める日としております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑ありませんか。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 32ページです。町民ホール、小会議室等、それぞれの収容人数を確認したいのですが。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） お答えいたします。

町民ホールの部分については、机を置いて大体40人弱、小会議室のほうについては10人くらいずつになります。それを全部仕切りを取って大きくして、大体60人ぐらいが机を置いて入るような形ですので、立った状態ですともっと入ります。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 福利厚生室、年額で42万円とあるのですが、これはこれから町民に募集をかけるということでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） 一応条例施行時に、申請する方がいるかどうかは確認します。ただ、職員団体等で今希望のある団体はございます。

○議長（岡山義廣君） 9番、野坂 充君。

○9番（野坂 充君） 今、職員団体というのは職員組合の話だと思うのですが、職員組合が使うにして福利厚生費という感じで、この福利厚生室から料金を取るものですか。福利厚生を考える場合は無料でもいいのではないかと、職員組合に対してはそう思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） お答えいたします。

職員団体等というのは、想定しているのが今言った職員組合さんとか互助会さんとか、共済会さん、もう一つ、保険会社さんなんかで給与天引きとか職員のサポートをするような民間団体が入る可能性が将来あります。なので、今回はちゃんと建築費などから積算した負担額というものを求めることとしておりまして、ただ行政のほうの人事の例えば事務が軽減されるものなどについては減免のほうで考えていくということになっております。

○議長（岡山義廣君） そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号 野辺地町個人情報保護審査会条例等の一部を改正する条例案を議題とします。

総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（山田勇一君） 議案書35ページをお願いいたします。議案第15号は、野辺地町個人情報保護審査会条例等の一部を改正する条例案であります。

町情報公開条例に基づく審査請求があった場合の諮問手続を個人情報保護に係る審査会に移管させるため、関係する3つの条例について規定の整理を行うものであります。

改正内容について新旧対照表でご説明いたします。44ページをお願いします。主なる改正内容ありますが、第1条関係は、野辺地町個人情報保護審査会条例の改正となります。条例の名称を野辺地町情報公開・個人情報保護審査会条例に改めるとともに、当該審査会が行う事務として、第2条の第4項に野辺地町情報公開条例に規定する諮問に応じ調査審議することを追加いたします。

以下、審査の手続等に必要となる規定の改正を行います。

48ページをお願いいたします。第2条関係は、野辺地町情報公開条例の改正となります。第18条に規定する審査請求があった場合の手続に係る諮問先を野辺地町情報公開・個人情報保護審査会に改めるほか、第19条以降の情報公開審査会の設置及び運用等に関する条項を削除いたします。

53ページをお願いします。第3条関係は、野辺地町委員会委員等特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の改正となります。第1条に規定する、この条例の適用範囲となる委員会委員等について、現行の個人情報保護審査会委員及び情報公開審査会委員を1つにし、情報公開・個人情報保護審査会委員に改めます。

56ページをお願いします。改正後の情報公開・個人情報保護審査会委員の執務に係る日額報酬をほかの委員会委員等と同様に4,200円といたします。

なお、この条例の施行日は、令和6年4月1日といたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

9 番、野坂 充君。

○9 番（野坂 充君） 情報公開・個人情報保護審査会の委員は、何名で、どういう人がなっているか教えてください。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（山田勇一君） 規定により5名となっております。選考に当たりましては、町民の中から委員としてふさわしいと思われる方に打診して、了解を得た上で町長が委嘱いたします。あと、個人情報に関して、専門的な知識を有する方も委員として委嘱しております。

○議長（岡山義廣君） 9 番、野坂 充君。

○9 番（野坂 充君） 今はいないということですか、その5人の方。それは、もし請求があった場合に任命するということですか。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（山田勇一君） 現行の2つの審査会を統一いたしますが、まず個人情報保護審査会については今現在5人の委員の方に委嘱しております。もう一方の情報公開審査会のほうは、必要がある場合に委嘱するということになります。このたび統一したことに基づきまして、改めて5人の委員に委嘱することといたします。

○議長（岡山義廣君） そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

議案第16号 野辺地町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（山田勇一君） 議案書57ページをお願いいたします。議案第16号は、野辺地町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関す

る条例の一部を改正する条例案であります。

改正内容について新旧対照表でご説明いたします。60ページをお願いします。番号利用法の改正法により、同法の情報提供ネットワークシステムを使用して行う特定個人情報の提供に係る事務等を定めた別表第2が削除されたことから、第4条の番号利用法の引用規定を改めるものであります。

58ページにお戻り願います。ページ後段の附則に規定いたしましたとおり、この条例の施行日は、令和5年法律第48号による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日からといたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号 野辺地町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（山田勇一君） 議案書61ページをお願いいたします。議案第17号は、野辺地町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案であります。

改正内容について新旧対照表でご説明いたします。64ページをお願いします。第2条の議員報酬の月額を、野辺地町特別職報酬等審議会の答申に沿って、議長につきましては「26万7,000円」を「28万6,000円」に、副議長は「22万9,000円」を「23万6,000円」に、議員につきましては「22万1,000円」を「22万8,000円」に改めるものであります。

ページを1枚戻りまして、63ページをお願いします。現在、本条例の規定にかかわらず、野辺地町議会議員の議員報酬の特例に関する条例によりまして議員報酬月額を定めてありますが、附則第2項に規定のとおり、この特例条例につきましては廃止するものといたします。

この改正条例は、令和6年4月1日から施行いたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） まず、改正しようとする月額についてですけれども、上北町村平均額とした理由と、その妥当性について伺います。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（山田勇一君） 一般的に議員の報酬につきましては、その職務や責任の度合い、ほかの地方公共団体との均衡などを総合的に勘案して決定するものとされております。そうしたことから、上北郡内の野辺地町を除くほかの町村の平均値を用いたものとなります。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） この施行期日が4月1日からになっておりますが、改選後からというのがほかの自治体では一般的であり、当町であれば3年後とするのが一般的であるけれども、1日にした理由を教えてください。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（山田勇一君） 改正の時期につきましては、それぞれの地方自治体の判断によるものと認識しております。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） この議員報酬というのは、上げるのではなくして、元に戻すということですよ。2003年から議員の報酬は10%削減されているということで、2月の新聞にも載っていましたが、全国町村議会議長会は議員の成り手不足が深刻化し、地方議会が危機的な状況になるおそれがあると。やっぱりそのためには議員の報酬を上げなければならないと。町内でも、今いる議員の方に若い人が出たいと相談に行ったと。ただ、今のこの議員の報酬ではちょっと生活できないよと言ったら、別の仕事に就いているという人もあるみたいなのです。最近の選挙の結果を見ると、市町村議員の、当選の若い人が結構出ていました。平内町が28歳、三戸町が39歳、三沢市が33歳、34歳、35歳と。隣の七戸町も29歳、六ヶ所村も29歳の人が出ていると。やっぱり若い人が出るためには、議員の報酬を上げなければ、若い人が立候補しないと思うので、私は上げるべきだと思います。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸君、質疑ですから、質疑してください。討論の場合は、そういった話でもいいと思いますけれども、質疑をお願いします。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君）ほかの自治体では、審議会の資料や会議録を公開している自治体がたくさんあります。当町は公開する予定はありませんか。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（山田勇一君） 内容につきましては公開することはやぶさかではございません。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 審議会の審議において、議会に関する資料として何を準備されたのか。それから、議会に限り、どのような話合いが行われたのか教えてください。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（山田勇一君） 審議会の際に事務局から提出した資料のことかと思いますが、まずは報酬の現状、あと他町村との比較、それから町議会の活動状況、これは令和4年度の活動状況で、例えば本会議の開催状況や全員協議会の開催状況等を提出しております。

また、委員からは、町のリーダーである特別職や議員の報酬等を上げて、その分も頑張っていたきたいという意見等がございました。

○議長（岡山義廣君） 質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 私は、この議案に対して反対いたします。

議員の月額報酬については、町民から常に厳しい視線が注がれています。議員は自らの報酬を決める権限を持っているからこそ、慎重に検討していかななくてはならないと考えます。

令和4年2月にまとめられた全国町村議会議長会委託研究報告書には、次のような提言がなされています。議会が報酬を決める権利を持っていることから、お手盛りと言われぬように、議会で条例改正を決める以前に町民の声を十分に聞く必要がある。議会活動、議員活動を示して議員報酬を住民と一緒に考えようという提言です。報酬額は、当町執行部が行ったように特別職報酬等審議会の答申に基づき改正されることが一般的であります。審議会の答申は重く受け止めなくてはなりません。しかしながら、この審議会は町長の諮問機関、つまり附属機関であり、原則として二元代表制の一翼を担う議会の利用を想定しないと考える専門家もおられます。先ほど紹介した報告書では、議会側に審議会の類似組織を設置することも推奨しています。首長と議会が融合すると報酬額を増額しやすいが、住民からは不透明との批判を浴びることになり、十分注意したい点であると、この報告書では警告しています。まさに今、野辺地町議会はこの警告を無視しようとしています。

地方政治を専門とするある大学教授は、次のように述べています。これまでの地方議員は報酬の問題を住民と議論することから逃げてきたのではない、住民に納得してもらうことができないと思っているのではない。問題から逃げずに、議員が住民と真剣に議論しなければならない。全国には、住民との対応を通じて信頼関係を築きながら、議員報酬増額の問題を真正面から取り組んだ

議会があります。議会に専門の委員会を立ち上げ、議会の活動量から報酬額を定めた後、1年の歳月をかけ住民と対話し、報酬増額の条例を改正いたしました。また、別の議会では、2年の歳月をかけ特別委員会で結論づけた後、およそ1年間、住民との学習交流会や意見交換会を重ね、報酬増額の条例を改正いたしました。

野辺地町議会は、昨年新型コロナの影響で4年間開催しなかった議会報告会を、ようやく井戸端会議という形に変え、町民との対話をスタートさせました。また、議会改革検討特別委員会を立ち上げ、これまで以上に議会活動を見ていただく制度づくり、こちらでもスタートしたばかりです。総務常任委員会では、今年度から調査重点項目を新たに設置し、これまで以上に委員会活動を充実させていく試みが始まっています。まず、我々がやらなければならないことは、これまで以上に議会活動を町民に示し、町民と一緒に報酬額を考えていくことではないでしょうか。

民主主義はプロセスを大切にしなければなりません。議会として、主権者である町民の理解を得るためのプロセスを尽くすことが重要です。改選後、これまで行ってきた新たな試みをさらに前進させ、町民の皆様はその活動をご報告し、今回の審議会の答申も参考にした適正な報酬額を町民とともに考えていくことで、町民に信頼される議会にしていこうではありませんか。

内閣府の審議会等の一つである地方制度調査会は、令和4年12月に内閣総理大臣に提出した答申において、議会議員が住民自治をどのように進め、住民福祉の向上に取り組んでいるか、活動内容を明確に示すことなどを通じ、適正な議員報酬の水準について議論を行う取組もあり、こうした取組を参考に、住民の理解を得ながら議員報酬の水準の在り方を検討することが考えられるとの提言がなされました。議員報酬の改定については、町民とともに時間をかけて進めていくべきです。新年度から我々議員全員で実行してまいりましょう。

冒頭に述べたことを、もう一度繰り返し申し上げます。全国町村議会議長会に提出されている報告書には、次の文言が記されています。首長と議会が融合すると報酬額を増額しやすいが、住民からは不透明との批判を浴びる。十分注意したい点であり、この言葉を心に留めるべきです。町民説明を行う前に議員報酬を改め、既成事実とする行為は、議会が町民から信頼されなくてもよいと認める行為であり、議会の存在自体を自ら否定するものだと考えます。

議員の皆様、この議案は我々議員の政治姿勢が問われる議案です。住民自治の根幹である議会が、その機能を十分に発揮し、町民とともに協働のまちづくりを進めていくために、この議案は否決しようではありませんか。

以上の理由から、本議案は反対いたします。

○議長（岡山義廣君） 賛成者の発言を許します。

5番、五十嵐勝弘君。

○5番（五十嵐勝弘君） 賛成の立場で討論させていただきます。

20年以上にわたって特例条例の下に、町財政健全化に歴代の議員の方々が寄与してきたことは誠に大事なことで、また敬意を表するものであります。しかしながら、今全国的に地方議会は成り手不足が深刻な状況になってきております。これについては、隣の横浜町さんにおいても、議員報酬の見直しを先般行ったという経緯もございます。志ある若年層の方が、議員報酬が低いといったために議員になろうという気持ちを諦めるというようなことがあってはならないと私は思います。現状その特例条例を廃止して、近隣町村議会議員の報酬の平均額を見込んだ本議案に、将来の人口減少等を見込んだ上で、若手の議員の方が議員になって町をよくしていきたいという気持ちに応えられるようにするために、本議案に私は賛成します。

○議長（岡山義廣君） ほかに討論ございませんか。

それでは、最初は反対の討論からお願いします。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 私も反対の立場で討論いたします。

町特別職と議員報酬は過去の年度において財政が悪化したことから、健全化の目的で特例条例により減額され、今日までに至っていると承知しております。

昨日の一般会計予算案の質疑の中において、12億円を超える地方債、3億円を超える財政調整基金の取崩しによる繰入金でなければ財政が成り立たないという答弁をいただいております。さらには、本来は使い道が限定されない地方交付税は約25億円を見込んでいるものの、そのうちの約5億円は交付税措置により地方債償還に充てるために算入された金額と説明をいただいております。町政運営に充当できるのは残りの20億円程度となると理解しております。過去に特例条例を制定した理由と、現在の財政状況を鑑みれば、特例条例を廃止できる状態とは到底言えません。

議員報酬については、議員の成り手不足を考えれば増額して当然だという声が聞かれることは現実としてあります。しかしながら、月の議員報酬は、特例条例を廃止した後の金額から7,000円しか増えません。特例条例から考えても3万円しか増えません。3万円増えたところで、それが改善できるとは私は思えません。議員報酬の増額については、今後議論していく必要があると思っております。成り手不足の解消を考えるとすれば、今の段階で7,000円増額する理由にはならないと思います。

令和5年度の当初予算ベースでの議員報酬は2,903万3,000円、期末手当は950万1,000円で、合わせて3,853万4,000円であるのに対し、令和6年度当初予算ベースでは、議員報酬が3,362万4,000円、期末手当は1,109万6,000円で、合わせると4,472万円となり、年間618万6,000円もの経常経費増額となります。この増額は、現状でも厳しい財政運営に大きく影響を与えるものであり、この増額分の財政調整基金繰入金を減額あるいは地方債の起債額を削減するなどして、財政の安定化に寄与されるべきと考えます。いま一度考えなければならないのは、この条例改正案を認めてしまえば、この

1年だけ財政に影響を与えるものではなく、今後毎年この分の財政負担が続くということです。今後も財政見通しが厳しい中において、また経常収支比率改善プロジェクトチームの取組によって、町民サービスが削られている中、私たち議員の報酬を増額する条例改正は承認いたしかねます。財政健全化は道半ばであることから、この条例改正案には反対いたします。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 原案に賛成者の発言を許します。

3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 先ほども言いましたが、2003年度からの10%を削減したまま二十何年たっているということです。なかなか議員の成り手が、若い人が出てこない。近隣町村を見ると、もう20代の人結構出ております。この後、野辺地町議会も20代の人なかなか出てこれない。ちょうど20代、30代といえば子育て世代だと思います。というのは議員報酬が低いから出られないということで、私は賛成の立場で、議員報酬を元に戻して、やっぱり戻した以上、町民から指摘されないように今以上に町民のために頑張っていけたらいいなと思っております。

○議長（岡山義廣君） そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで討論を終わります。

採決は起立によって行います。

議案第17号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（岡山義廣君） 起立多数です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号 野辺地町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（山田勇一君） 議案書65ページをお願いいたします。議案第18号は、野辺地町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案であります。

改正内容について新旧対照表でご説明します。68ページをお願いします。第2条の特別職の職員の給料月額を野辺地町特別職報酬等審議会の答申に沿いまして、町長は「76万3,000円」を「72万5,000円」に、副町長は「59万6,000円」を「57万1,000円」に、教育長は「50万3,000円」を「51万4,000円」に改めます。

ページ1枚戻りまして、67ページをお願いいたします。先ほどの議員報酬と同様に、現在本条例

の規定にかかわらず、野辺地町特別職の職員の給料の特例に関する条例により、町長及び副町長の給料月額を定めておりますが、附則第2項に規定のとおり、この特例条例につきましては廃止するものいたします。

この改正条例は、令和6年4月1日から施行いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） これから質疑を行います。ありませんか。

10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） まず、審議会は何回行われ、会議に要した延べ時間はどれくらいでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（山田勇一君） 審議会の回数は1回です。

時間につきましては、ちょっとお待ちください……約10分程度でございます。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 審議会の審議に当たっては、多角的、広範的な観点からの検討が必要とされており、これまでの報酬改定の経緯、一般職の職員の給与改定の状況、類似団体比較、財政状況、社会情勢、町民理解の観点から検討されるのが一般的でありますけれども、今回の審議会ではどのような観点から検討されましたでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（山田勇一君） 審議会のほうへ出した、審議した内容ということでしょうか。よろしいですか。一般質問でも説明いたしました、まず議員報酬、また特別職の給料につきましては20年以上経過していると。当時は財政再建という大義名分がありましたが、現在はその特例条例について期限を設けていなかったことから、大義が終わった後も続いているという状況であります。

審議会では、まず先ほども申し上げましたが、特別職の給料につきましても、近隣の町村を参考にして、そういったものを定めるということを説明した上で、近隣の状況、また県内の状況、特別職の給料等についても資料提供して審議していただきました。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 類似団体比較をすると、令和3年度の決算においては、人口1人当たりの積立金残高を見ると、当町は類似団体平均と比べ、およそ半分程度であります。それから、昨年秋、職員の不祥事により減額措置を行ったこと、これらの情報は審議会に提供されましたでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（山田勇一君） まず、財政状況については、令和4年度までの決算が終わっておりますので、それについては説明申し上げました。その中で基金につきましても、財政調整基金であり

ますが、平成30年度には約6億8,000万円だったものが、令和4年度末には約10億円まで積み上げることができたということで説明申し上げております。

申し訳ありません。あと、昨年度の職員の不祥事による減額につきましては報告はしていません。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） これまでの経緯を整理しますと、昨年12月定例会で審議委員の報酬を予算化し、諮問、答申、それから今回の議案上程、そして来月1日から報酬改定と進めてきていることについて、急ぎ過ぎではありませんか。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（山田勇一君） たしか令和4年の議会の一般質問において、町長のほうから議員報酬及び特別職の給与については適正化を図っていくべきであろうという考えが示されておりました。そういったことを受けまして、しかるべき時期ということで現在進めております。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 最後です。答申を含め、審議会の議事録に目を通されたと思いますが、町長はこの答申に関してどう思われましたでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） お答え申し上げます。

21年という長い間、これまでの町長さん、そして議員の方々が議員報酬並びに町長の給料を返上してきたということは、大変重いものがございました。私も議員として長い間活動させていただきました。特に議員の方々においては、報酬だけではなくて、議員定数を毎回2名ずつ減じるというような、財政にとっては大変影響のあることを議員の方々自らやっていたということはあります。それに特別職についても、町長においては25%というカット率だそうですね、そういうことを20年ということは、やはりここで一旦、元に戻したほうがいいのではないかとということで提案をさせていただいたものでございます。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（山田勇一君） 大変失礼いたしました。先ほどの私の答弁で審議会の時間でありましたけれども、約1時間でございます。訂正いたします。

○議長（岡山義廣君） 9番、野坂 充君。

○9番（野坂 充君） その審議会に平成14年、このカットする前のときの情勢と今の財政の状況との比較をして出したのでしょうか。その財政状況の違いを示したかどうか教えてください。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（山田勇一君） まず、特別職及び議員含めまして、それらの報酬等につきましては、過

去、昭和49年当時からの月額を示しております。

また、財政状況につきまして示したのは、平成30年度以降の財政状況となっております。

○議長（岡山義廣君） 9番、野坂 充君。

○9番（野坂 充君） 今となっては、もう平成14年の財政状況というのは分からないとは思いますが、課長も職員時代、保健センターに行って、職員の全員集めて財政状況の説明受けたと思うのですが、その状況を今完全に脱し切っているというような資料が提示されたかどうか教えてください。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（山田勇一君） 当時の財政状況というのは、減額措置を講じている当時のことでしょうか。20年前の財政状況ということでしょうか。

〔「平成14年」の声あり〕

○総務課長（山田勇一君） 平成14年の財政状況ですね。そこにつきましては、提示はしておりません。

○議長（岡山義廣君） 質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に対して反対者の発言を許します。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 反対の立場で討論させていただきます。

先ほども述べましたが、町特別職と議員報酬は、財政が悪化したことが理由で特例条例により減額され、今日まで至っております。令和4年度決算において、監査委員から今後財源不足が予想されるというコメントもいただいております。財政が改善されたとは、とても言えない状況であるという認識であります。

過去に特例条例を制定した理由と現在の財政状況を鑑みれば、特例条例を廃止できる状態ではありません。町特別職の給料については、令和5年度当初予算ベースで、町長、副町長の給料を合わせて1,231万2,000円、期末手当は400万2,000円、これを足すと1,631万4,000円。一方で、令和6年度の当初予算ベースでは、給料が1,555万2,000円、期末手当は513万3,000円、合わせると2,068万5,000円となり、437万1,000円の増額となります。教育長は、令和5年度の給料603万6,000円と期末手当196万2,000円を合わせて799万8,000円から、令和6年度では820万4,000円となり、20万6,000円の増額となります。特別職3人の増額分を合わせると、457万7,000円の経常経費の増額となります。これを議員報酬増額分と合わせると、1,000万円以上の経常経費が増額されることになります。この

1,000万円があれば、新たな町の取組、別の事業が実施できるのではないのでしょうか。この増額は、現在でも厳しい財政運営に大きく影響を与えるものであり、この増額分を財政調整基金繰入金を減額するか、あるいは地方債の起債額を削減するなどして、財政の安定化に寄与するべきと考えます。

この条例改正案についても、今認めてしまえば、今年1年だけではなく、今後毎年財政負担が続いていくということになります。町長の給料を見れば、特例条例時点からは月額で17万5,000円の増額となり、これは町内の民間企業で働く人の平均的な給料に近い金額ではないのでしょうか。ふだん特段の行事等がなければ、町長は午後3時頃に、副町長は午後4時頃に退庁されていると認識しております。これは給料が増額されれば、職員と同じ就業時間まで残って、職員と一緒に仕事をしてくれるのでしょうか。今後も財政見通しが厳しい中において、また経常収支比率改善プロジェクトチームの取組によって町民サービスが削られ、また役場内においては職員が懸命に経費削減の努力をしている中において、特別職の給料を改正する条例案は承認いたしかねます。

よって、この条例改正案には反対いたします。

○議長（岡山義廣君） 賛成者の発言を許します。

3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 私は賛成の立場で、先ほどの議員報酬と同じく2003年から20%の削減をされていたと。県内の自治体で最低の金額ということで、また元に戻してもらって、議員同様、町長、副町長の金額を元に戻して、町民から指摘のないように、今以上に頑張っていただきたいと思っております。

○議長（岡山義廣君） 反対者の発言を許可します。

9番、野坂 充君。

○9番（野坂 充君） 私は平成14年に町長の給与をカット、職員の給与も5%カットと、その説明した日、職員を2班に分けて健康増進センターに集めて、町長自らが財政難について説明したのですが、その日から職員の笑顔がなくなったのです。また同じような状況を考えると、私はとてもでなく、町長の給料を上げるとか、そういうことについては賛成しかねます。今いる課長さん方は、ほとんどその場で説明を受けたと思うのですが、今財政状況が改善されたとはとても思えません。

したがって、この議案については反対いたします。

○議長（岡山義廣君） 賛成者の発言を許します。

10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 先ほど話した中にもあるのですけれども、私はあくまでも議会と首長というのは別個に考えなければいけないと思います。特別職報酬等審議会の答申は重く受け止めるべきであり、この議案に対しては賛成します。

○議長（岡山義廣君） これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。

議案第18号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立してください。

〔賛成者起立〕

○議長（岡山義廣君） 起立多数。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩。昼休みに入りたいと思います。1時半まで。

休憩（午前11時45分）

再開（午後 1時25分）

○議長（岡山義廣君） 再開します。

議案第19号 野辺地町子育て支援基金条例案を議題とします。

健康づくり課長の説明を求めます。

課長。

○健康づくり課長（木明 修君） 議案書69ページをお願いいたします。議案第19号は、野辺地町子育て支援基金条例案であります。

本条例案は、多様化する子育て支援事業に対応し、子供たちが健やかに生まれ育つ環境づくりを推進することを目的として提案するものであります。

それでは、本条例案の主なるものについてご説明いたします。70ページをお願いいたします。第1条は、設置目的を規定しております。

第2条は、基金積立てに係る規定で、予算で定める範囲内の額としております。

次ページに参りまして、第6条は基金の処分に関する規定で、基金を処分できる場合として、第1条の目的を達成するための経費の財源に充てること、またその事業のために発行した地方債の償還に充てることのできる旨を規定しております。

以上、概要についてご説明いたしました。この条例の施行日は公布の日からといたします。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号 野辺地町監査委員条例及び野辺地町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（山田勇一君） 議案書73ページをお願いいたします。議案第20号は、野辺地町監査委員条例及び野辺地町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案であります。

改正内容について新旧対照表でご説明します。76ページをお願いします。地方自治法改正法により同法に条ずれが生じたことから、第1条関係の野辺地町監査委員条例及び次のページの第2条関係、野辺地町水道事業の設置等に関する条例における地方自治法の引用規定を改めるものであります。

この条例の施行日は、令和6年4月1日といたします。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号 野辺地町立諸学校使用料徴収条例の一部を改正する条例案を議題とします。

学校教育課長の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（富吉卓弥君） 議案書79ページをお願いします。議案第21号は、野辺地町立諸学校使用料徴収条例の一部を改正する条例案であります。

次のページに提案理由を記載しております。閉校しました野辺地町立馬門小学校の使用料規定を廃止するため提案するものであります。

81ページの新旧対照表でご説明いたします。別表右側にあります下線部分になりますが、馬門小学校の名称と教室及び講堂の使用料の金額を記載しております。改正案としましては、令和6年4月から社会体育施設へと用途変更されますので、学校としての名称及び使用料額について削除することになります。

この条例は、令和6年4月1日からの施行となります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号 野辺地町まかどスポーツセンター条例案を議題とします。

社会教育・スポーツ課長の説明を求めます。

はい。

○社会教育・スポーツ課長（五十嵐洋介君） 議案書83ページをお願いいたします。議案第22号は、野辺地町まかどスポーツセンター条例案であります。この条例案は、旧馬門小学校講堂を社会体育施設に転用することに伴い、所要の条例整備を行うため提案するものであります。

84、85ページをお願いいたします。第1条は、この条例の趣旨であります。野辺地町まかどスポーツセンターの設置等に関して、必要な事項を定めるものであります。

第4条から第6条までは、施設の使用に関する規定を定めております。

また、第5条の別表第1、第2の使用料の料金については、87ページから90ページまでとなっております。

この条例は、令和6年4月1日から施行となります。

以上が議案第22号についての説明となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑ありませんか。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 使用料についてお伺いします。

81ページにありました小学校使用料の部分で、講堂の使用料、金額が載っています。それに比べて、相当額安くなっているように思いますが、この金額を変更した理由を教えてください。

○議長（岡山義廣君） 五十嵐課長。

○社会教育・スポーツ課長（五十嵐洋介君） ご質問にお答えします。

こちらの料金設定については、面積規模を考えまして青少年体育センター、そちらのほうを設定しておりました。委員会のほうでもそのように説明しておりましたが、以上です。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 設定の根拠ではなくて、面積とかは変わらないと思うのです。馬門小学校の講堂と今のスポーツセンター、名称が変わっても建物自体変わらないし、管理費というのも変わらないと思うのですけれども、青少年体育センターに合わせたという理由を教えてください。

○議長（岡山義廣君） 社会教育・スポーツ課長。

○社会教育・スポーツ課長（五十嵐洋介君） 質問にお答えします。

学校施設から社会体育施設に変わったというものがまず大きなところであります。そちらを根拠に青少年体育センターのほうを参考にしております。

以上です。

○議長（岡山義廣君） ほかがございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

議案第22号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号 こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案を議題とします。

健康づくり課長の説明を求めます。

課長。

○健康づくり課長（木明 修君） 議案書91ページをお願いいたします。議案第23号は、こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案であります。

92ページをお願いします。本条例案は、こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令ほか2つの法令制定及び一部改正に伴い、関係する2つの条例を国の基準に準じた改正を行うものであります。

改正内容について新旧対照表でご説明いたします。94ページをお願いします。第1条関係は、野辺地町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正であります。第25条中の「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めるものであります。

続きまして、下段の第2条関係は、野辺地町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正であります。第15条2号中の「同条第11項」を「同条第10項」に改めます。

次ページに参りまして、第15条第4号中の「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、中段の第36条第3項に、国の基準に準じた読替規定を加えます。

96ページをお願いします。中段の第44条中の「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めます。

以上、改正内容についてご説明いたしましたが、この条例の施行日は公布の日からいたします。

概要についての説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号 野辺地町すこやか医療費給付条例の一部を改正する条例案を議題とします。

町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（上野義孝君） それでは、議案第24号についてご説明申し上げます。

議案書97ページになります。議案第24号は、野辺地町すこやか医療費給付条例の一部を改正する条例案であります。

提案理由でございますが、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第30号）の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

新旧対照表でご説明いたします。議案書99ページをお願いいたします。第2条第2項第6号中、改正法による改正前の法第10条第1項は接近禁止命令を指す条文でしたが、改正法による改正後の法第10条第1項は、接近禁止命令、退去等命令を指すこととなるため、第2条第2項第6号中、第10条第1項の下に、退去等命令の根拠条項の「又は第10条の2」を加えるものであります。

附則であります、この条例は令和6年4月1日から施行いたします。

以上、議案第24号についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡山義廣君） 質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号 野辺地町介護保険条例の一部を改正する条例案を議題とします。

介護・福祉課長の説明を求めます。

課長。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） それでは、議案第25号についてご説明申し上げます。

議案書101ページをお願いいたします。議案第25号は、野辺地町介護保険条例の一部を改正する条例案であります。

1件目は、野辺地町介護保険サービス担当者会議に関する規則の廃止に係る所要の改正であります。現在は、本会議と同様の機能を持つ研修会や会議を開催していることから、廃止するものです。

2件目は、介護保険料の額についてであります。介護保険料は、町の介護保険事業計画に基づき、介護給付の見込み量などを勘案し定めることになっており、これまでの給付実績を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの第9期介護保険事業計画に基づき、被保険者が負担する介護保険料を算定いたしました。金額決定の背景として、コロナ禍においての介護サービスの利用控えにより、介護給付費準備基金の積み増しが可能となったこと、長引く物価高騰により、特に高齢者の生活は負担が多いことなどにより、1か月当たりの介護保険料の基準額を現状のまま据置き、6,400円とすることとし、先般の野辺地町包括福祉ケア会議に諮問し、決定いたしました。また、国ではこれまで9段階であった介護保険料の所得段階に、収入金額の多い被保険者の基準額に対する調整率を4段

階加えました。これにより、1から3段階の低所得者の介護保険料の調整率は現況より低くなり、納めていただく保険料は減額となっております。

以上、2件を提案するものです。

新旧対照表でご説明申し上げます。107ページをお願いいたします。第4条、サービス担当者会議の設置を削除いたしました。

第6条、保険料率は、全て第5条に改めた上で、第1項、「令和2年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、第1号の「3万8,400円」を「3万4,920円」に、第2号の「5万7,600円」を「5万2,560円」に、第3号の「5万7,600円」を「5万2,920円」にいたしました。

続きまして、108ページをお願いいたします。第10号を新設し14万5,920円に、第11号を新設し16万1,280円に、第12号を新設し17万6,640円に、第13号を新設し18万4,320円にいたしました。

第2項、3項、4項の「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、2項中「2万3,040円」を「2万1,840円」に改め、3項中「3万8,400円」を「3万7,200円」に改め、4項中「5万3,760円」を「5万2,560円」に改めるものといたしました。これは、国と県の低所得者の保険料軽減事業を活用した減額賦課に係るものであります。

この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

なお、令和5年度分までの介護保険料は、改正前の介護保険料の適用となります。

以上、議案第25号についてご説明申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号 野辺地町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題とします。

介護・福祉課長の説明を求めます。

課長。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） 続いて、議案第26号についてご説明申し上げます。

議案書111ページをお願いいたします。議案第26号は、野辺地町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案で、厚生労働省令の改正に伴い、一部を改正するものであります。

118ページからお願いいたします。新旧対照表の概略としましては、第5条、職員配置の規定の変更、次に第7条、サービス利用の手續に係る具体的説明内容を改めて第3項に申請したこと、続いて第16条、サービス提供時に係る身体拘束の制限及びやむを得ない場合の記録の必要性和ケアマネジャーの訪問や会議を一部リモートを可能としたことであります。

そして、第25条第3項に事業所のサービス提供に係る重要事項のウェブサイト掲載の条文を新設いたしました。

以上が主な改正点であります。

この条例は、令和6年4月1日から施行するものでありますが、第25条第3号は令和7年4月1日から施行するものとします。

以上、議案第26号についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号 野辺地町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題とします。

介護・福祉課長の説明を求めます。

課長。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） 続いて、議案第27号についてご説明申し上げます。

議案書125ページをお願いいたします。議案第27号は、野辺地町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定

める条例の一部を改正する条例案で、厚生労働省令の改正に伴い一部を改正するものであります。

133ページからお願いいたします。新旧対照表の概略としましては、第4条及び第5条、地域包括支援センターに設置する指定介護予防事業所の職員や管理者の配置規定の変更、次に第2条、主に町外等の遠方に訪問する場合は、利用者の同意を得て交通費を受け取ることができることを新設、続いて第23条第3号に、事業所のサービス提供に係る重要事項のウェブサイト掲載の条文を新設いたしました。

そして、第32条、サービス提供時に係る身体拘束の制限及びやむを得ない場合の記録の必要性和、訪問や会議を一部リモートが可能としたことであります。

以上が主な改正点であります。

この条例は令和6年4月1日から施行するものでありますが、第23条第3号は令和7年4月1日から施行するものとします。

以上、議案第27号についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第28号 野辺地町水産基盤整備事業分担金徴収条例及び有戸漁港管理条例の一部を改正する条例案を議題とします。

産業振興課長の説明を求めます。

課長。

○産業振興課長（長根一彦君） それでは、議案書141ページをお願いいたします。

議案第28号は、野辺地町水産基盤整備事業分担金徴収条例及び有戸漁港管理条例の一部を改正する条例案です。

提案理由は、両条例で引用する法律の名称が変更されたことに伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

新旧対照表でご説明いたします。144ページをお願いいたします。表の上段が野辺地町水産基盤整

備事業分担金徴収条例、下段が有戸漁港管理条例となります。両条例とも、改正前の漁港漁場整備法改正案のとおり、漁港及び漁場の整備等に関する法律に改めるものであります。

なお、両条例ともに、施行日は令和6年4月1日からとなります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第29号 野辺地町町営住宅条例の一部を改正する条例案を議題とします。

建設水道課長の説明を求めます。

課長、どうぞ。

○建設水道課長（瀧澤 誠君） それでは、議案第29号についてご説明いたします。

議案書145ページをお願いいたします。議案第29号は、野辺地町町営住宅条例の一部を改正する条例案であります。これは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係規定を整備するため提案するものであります。

新旧対照表でご説明いたします。147ページをお願いいたします。野辺地町町営住宅条例第6条第1項第1号チ（ロ）中、第10条第1項の下に「又は第10条の2（配偶者暴力防止等法第28条の2においてこれらの規定を準用する場合を含む）」を加えるものであります。

この条例の施行日は、令和6年4月1日からといたします。

以上、議案第29号についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議案第30号 野辺地町空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

防災管財課長の説明を求めます。

防災管財課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） 議案書149ページをお願いいたします。議案第30号 野辺地町空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

156ページに提案理由がありますので、お願いいたします。空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、管理不全空き家及び特定空家に関する規定について所要の改正を行うため提案するものであります。

次の157ページからの新旧対照表を用いて説明いたします。第2条には定義を定めておりますが、今回新たに基本指針と管理不全空き家等を加えております。

第3条には所有者の責務を定めておりますが、これまでは空き家等の適切な管理に努めるとだけになっておりましたが、新たに町が実施する空き家等に関する施策に協力するよう努めなければならないと加えました。

第4条には町の責務を定めておりますが、空家等対策の推進に関する特別措置法第6条第1項に規定する基本指針に即した計画に基づく対策の実施に努めると、より具体的な規定となるよう条文を整理しております。

第5条には空家等対策計画について定めておりますが、法に規定する基本指針に即した計画を指すように、条文を整理しております。

第10条及び第11条には、これまで特定空家等に関わる助言、指導、勧告の仕方を定めておりましたが、新たに特定空家等にしないための指導、助言、勧告ができる管理不全空き家等に対する措置の規定が必要となったため、管理不全空き家等に対する措置という条を設けて、特定空家等と、この条と分けて整理しております。

第12条には公表について定めておりますが、先ほどの11条の改正による条項ずれに対応した改正を行います。

第13条は、これまで第14条に定めていた代執行に関わる規定を1条繰り上げて、先ほどの第10条及び第11条の改正による条項ずれに対応した改正を行いながら、新たに緊急時代執行、これを加えて整理いたします。

第14条は、これまで第15条に定めていた緊急安全措置に関わる規定を1条繰り上げて、併せて緊

急措置に関わる費用の所有者への請求については第2項を新設して、分かりやすく整理いたします。

最後に、この改正条例の施行期日ではありますが、公布の日としております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑ありませんか。

2番、高沢陽子君。

○2番（高沢陽子君） 本来家屋というか、そういうものというのは個人の資産であると思いますが、それに対して、すごく強い指導をすとか勧告をすとかというふうになっておりますけれども、国で決めたのか分かりませんが、果たして自治体がそのような指導というのは適切なものなのでしょうか。個人の所有のものに対して、少し違和感を覚える部分がありますけれども、どうですか。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） お答えいたします。

適正管理を指導するということになります。なので、周りに迷惑をかけないように適正に管理してくださいねというまずお願いから始まっていくことになります。より強い、特定空家等に認定するためには、空家対策協議会というのを開いて、その場でこの物件はそこのランクにしましょうかということ認定してから強い措置ができるようになるので、それらについては勝手に行政で決めるのではなくて、委員会の意見を聞いて、周りの状況、児童の通学に支障を来すような危険な状態とかを判定した上で行いますので、法とか条例に基づいて適正に行っていると思います。

○議長（岡山義廣君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議案第31号 町道の路線認定の件及び議案第32号 町道の路線変更の件を議題とします。

建設水道課長の説明を求めます。

課長。

○建設水道課長（瀧澤 誠君） 初めに、議案第31号についてご説明いたします。

議案書165ページをお願いします。議案第31号は、町道の路線認定の件であります。

議案書166ページをお願いいたします。新たに町道として認定するため提案する路線は、市内支線157号線の1路線であります。公衆用道路として寄附を受けたものであり、起点は字野辺地386番4から、終点は字笹館1番4となります。敷地の幅員は6.0メートル、敷地の延長は74.5メートルとなります。

議案書168ページから路線の位置図となっております。

以上、議案第31号についてご説明いたしました。

続きまして、議案第32号についてご説明いたします。議案書169ページをお願いします。議案第32号は、町道の路線変更の件であります。

議案書170ページをお願いします。路線変更するため提案する町道は、枇杷野支線3号線、同じく8号線の2路線であります。道路拡幅工事の完成により、幅員が変更となります。

議案書173ページ、174ページは、各路線の位置図となっております。

以上、議案第32号についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） この2件について一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 166ページの寄附をされた道路についてお伺いします。

この路線は、現在舗装された道路でしょうか。

○議長（岡山義廣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（瀧澤 誠君） お答えいたします。

側溝及び舗装も完了した時点で寄附を受けております。

○議長（岡山義廣君） そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから2件を一括して討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第31号及び32号の2件を一括して採決します。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号及び32号の2件は原案のとおり可決されました。

議案第33号 野辺地町副町長の選任の件を議題とします。

江刺家副町長の退場を求めます。

〔副町長 江刺家夫君退場〕

○議長（岡山義廣君） 町長の説明を求めます。

町長。

○町長（野村秀雄君） 議案第33号 野辺地町副町長の選任の件でございます。

議案書175ページをお願いいたします。議案第33号 野辺地町副町長の選任の件であります。

次のページをお願いいたします。副町長の江刺家夫君氏の任期が令和6年3月31日をもって満了となることから、同氏を再任することについて、議会のご同意を得るため提案するものでございます。

江刺家夫君氏の略歴につきましては、177ページに掲載しております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 議会運営委員会での協議の結果、質疑、討論を省略し、直ちに議案第33号を採決します。

〔「議長」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） はい。

○9番（野坂 充君） 議会運営委員会で質疑、討論は省略して採決するというのは、議会の発言権を奪うものであるので、今の議長が説明したのには納得いきませんので、質疑、討論を踏まえて、普通どおりの採決をお願いします。

○議長（岡山義廣君） 同意できないということですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） 今までこのような形での採決というのはなかったはずですし、今までのやり方で問題があったということもありませんので、今までどおりのやり方で選任していただければと思います。

○議長（岡山義廣君） そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 同意できないということでございますので、議会運営委員会での決定に沿わないときは、町村議会の運営に関する基準において、議会運営委員会の協議結果については、議員はこれを遵守することになっております。直ちに採決に入ります。

〔「議長」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 9番、野坂 充君。

○9番（野坂 充君） 前例を申し上げます。議会運営委員会で決定したことを議会の場で否決し

たことがあります。その議会運営委員会に従わなければならないというのは、前例として認めるべきではないと思います。

○議長（岡山義廣君） 9番、それはいつ頃の議会でそのような話だったのですか。

9番のご意見はご意見として伺いますけれども、認めることはできません。

○9番（野坂 充君） ちょっと待って。認めることはできませんと、前はどうかだったの。

○議長（岡山義廣君） これは、議会運営委員会の協議結果を覆すようなことはできないというふうに……

○9番（野坂 充君） 前、覆したでしょう。

〔「議長」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） 以前、案件が1つ、一般市民から出されたのです。そして、それを議運にかけたときに、これは総務常任委員会で審議するようにという決定がなされました。それで、それを議会に持ってきたときに、総務常任委員長が、これは委員会で判断するような議案でないので、無理ですというような発言をされ、それで採決を採ったときに、それは審議をするのはやめますということになりました。結局議運で決定したことが取消しになったという実例がありますので、今の場合もちゃんとした形での審議をするべきだと思います。

○議長（岡山義廣君） 今までの議会で、そういう実例はあったかと思いますが……

〔「あります」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 私の議会運営上、今のルールに沿って進行したいと思っておりますので。

9番、野坂 充君。

○9番（野坂 充君） 議長、それはおかしいって。前そういう現実の実例があったものを、今議長がそうやって進めていこうというのは、ちょっと議長不信任に当たるよ、それ。

○議長（岡山義廣君） 6番、戸澤 栄君。

○6番（戸澤 栄君） そういう実例はあったとお話しするけれども、それは誤った形で行われてきたということです。だから、今議長がおっしゃるように、しっかりしたそういうふうな規則があるから、私が議長の場合は正しい方向でやっていきたいという、その思いの議長の進行は、私は正しいと思います。前のは間違ったやり方をしたのです。そのときの議長がどなただったか、私は忘れましたが、過ちを2回繰り返す必要ないでしょう。

〔「議長」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） 今、誰が議長だったかと、それは議員、あなたでしょう。あなたが議長だったでしょう。何言っているのですか、あなたでしょう。委員長が高沢さんでしょう。

○議長（岡山義廣君） 今審議中です。

○８番（中谷謙一君） 違いますか。

〔「分かりません」の声あり〕

○８番（中谷謙一君） 何が分かりませんですか、自分でやっています。

○議長（岡山義廣君） ８番、審議中ですから。

○８番（中谷謙一君） とんでもない話ですよ。ちゃんとしてくださいよ。

○議長（岡山義廣君） それでは、質疑、討論を省略し、直ちに議案第33号を採決します。

〔「はい、議長」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） ９番、野坂 充君。

○９番（野坂 充君） そうやって、どうしても採決に移るのですか。私らの意見はどうなっているのですか。私らは納得していないのです。このまま進めるつもりですか。

○議長（岡山義廣君） 繰り返すようですが、９番、野坂議員、町村議会の運営に関する基準において、議会運営委員会の協議結果については、議員はこれを遵守することになっております。議会運営委員会での協議結果を覆すようなことは駄目でございます。

９番、野坂 充君。

○９番（野坂 充君） 若干休憩取って、議事録の確認をお願いします。

○議長（岡山義廣君） ９番、休憩は認めません。続行します。

〔「議事進行」の声あり〕

○９番（野坂 充君） 分かった。退席します。

○議長（岡山義廣君） 野坂君、退席は認めません。

〔「控室に」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 控室も駄目です。認めません。自席に座ってください。自席に戻ってください。

では、５分休憩します。

休憩（午後 ２時１５分）

再開（午後 ２時２４分）

○議長（岡山義廣君） 再開いたします。

質疑、討論を省略し、直ちに議案第33号を採決します。

〔「待って、議長」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） ９番、野坂 充君。

○９番（野坂 充君） 今議事録探したけれども、時間短いので、議事録をちょっと探せなかった

ので、後でもし議運で決定したことを議会の場で覆したという事実がはっきりしたとすれば、どういことになるのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 9番、野坂議員、今その案件がございませんで、責任問題ということだと思えますけれども、それは今ここでは議論しません。

〔「しないということは」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 9番、野坂 充君。

○9番（野坂 充君） 今ここで議論しないということは、今この場で、議運で決まったことだから遵守しなさいよとしゃべったことが覆された場合にはどうなるのですかということを私が言っているのです。

○議長（岡山義廣君） どうぞ座ってください。議運で決まったことは覆することができないということになりますから……

〔「いやいや、前に」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 前の話を記憶にある方もおられると思えますけれども、前の議会の議運の関係は、今はここでは議論するつもりはないです。

〔「前例としては残っている」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） それが残っているのは確認してもらっても構いませんけれども、今の人事案件については、そのことは議論するつもりはないです。

先ほども話をしましたけれども、町村議会の運営に関する基準において、議会運営委員会の協議結果については議員はこれを遵守することになっているということでございますから、この議案第33号は直ちに採決に入ります。

9番、野坂 充君。

○9番（野坂 充君） 副町長の人事案件、今だけは直接採決というのであれば、私は一步下がって認めます。ただし、その前に議運で決めたことを議会の場で戸澤議員が発議を出して覆したので、これ採決しましょうと。それ採決して覆した、それがあるから私は言っているのです。だから、もし今の案件だけ、副町長の人事に関してだけ採決するのであれば認めます。どうですか。

○議長（岡山義廣君） これは人事案件全てに関わってくる問題ですから、今の副町長の人事案件だけというふうなことは……

○9番（野坂 充君） これから全てやるのだったら、私は認められません。

○議長（岡山義廣君） もう3回言わせてもらいますけれども、議運での決定事項は覆すことはできないということで私は進めていきたいと思えます。

〔「前の件はどうするんだ、本当によ」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） それでは、議案第33号を採決します。本件はこれに同意することにご異議

ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） それでは、この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（岡山義廣君） 起立多数。8名です。

したがって、議案第33号は同意することに決定しました。

副町長の入場を許可します。

〔副町長 江刺家和夫君入場〕

○議長（岡山義廣君） 議案第34号 野辺地町教育委員会教育長の任命の件を議題とします。

町長の説明を求めます。

○町長（野村秀雄君） それでは、議案第34号 野辺地町教育委員会教育長の任命の件でございます。

議案書179ページをお願いいたします。議案第34号 野辺地町教育委員会教育長の任命の件でございます。

次のページをお願いいたします。教育長の新渡幹夫氏から令和6年3月31日をもって退職する旨の申出があったことに伴い、新たに小野淳美氏を教育長に任命することについて、議会のご同意を得るため提案するものであります。

小野氏の略歴につきましては、181ページに掲載してあるとおりでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑、討論を省略し、議案第34号を採決します。本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は同意することに決定しました。

議案第35号 野辺地町固定資産評価審査委員会委員の選任の件を議題とします。

町長の説明を求めます。

○町長（野村秀雄君） それでは、議案書183ページをお願いいたします。議案第35号 野辺地町固定資産評価審査委員会委員の選任の件であります。

次のページをお願いいたします。固定資産評価審査委員会委員の藤谷大樹氏の任期が令和6年3月31日をもって満了となることから、同氏を再任することについて、議会のご同意を得るため提案するものであります。

藤谷氏の略歴につきましては、185ページに掲載しております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑、討論を省略し、議案第35号を採決します。本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は同意することに決定しました。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦の件を議題とします。

町長の説明を求めます。

町長。

○町長（野村秀雄君） 議案書187ページをお願いいたします。諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦の件であります。

次のページをお願いいたします。人権擁護委員の鈴木幹人氏、濱田美野氏、杉山光子氏、野呂信幸氏の任期が令和6年6月30日をもって満了となることから、各氏を人権擁護委員の候補者として再推薦することについて、議会のご意見を求めるため提案するものであります。

各氏の略歴につきましては、190ページから193ページに掲載しております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑、討論を省略し、諮問第1号を採決します。本件はこれに適任と答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は適任と答申することに決定しました。

◎追加提出議案の上程

○議長（岡山義廣君） 日程第2、追加提出議案の上程を行います。

追加提出された議案第36号及び議案第37号を上程します。

◎追加提出議案の提案理由説明

○議長（岡山義廣君） 日程第3、町長から追加提出議案の提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野村秀雄君） それでは、本定例会に追加提案いたしました案件について、その概要をご説明申し上げます。

初めに、議案第36号は、財産の取得の件であります。取得する財産は、ホイールローダ8トン級1台であります。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、予定価格が700万円以上の動産の買入れについて、議会の御議決をいただくため提案するものであります。

次に、議案第37号は、工事の請負契約の一部変更契約の件であります。令和5年第5回臨時会において御議決いただいた野辺地漁港荷さばき施設改築工事の請負契約について、工事上支障となる障害物の破碎工事等が必要となったことから、請負代金の変更をするため提案するものであります。

以上、2件の議案につきまして追加提案させていただきますので、ご審議、御議決のほどよろしくお願いいたします。

◎追加提出議案審議

○議長（岡山義廣君） 日程第4、追加提出議案審議を行います。

議案第36号 財産の取得の件を議題とします。

建設水道課長の説明を求めます。

課長。

○建設水道課長（瀧澤 誠君） 議案第36号についてご説明いたします。

議案書1ページをお願いいたします。議案第36号は、財産取得の件であります。地方自治法及び野辺地町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格が700万円以上の動産の買入れとなることから、議会の議決を求めるものであります。

2ページをお願いいたします。取得する財産は、ホイールローダ8トン級1台となります。取得価格は1,496万円。契約の相手方は、八戸市桔梗野工業団地2丁目12番30号、日本キャタピラー合同会社八戸営業所、所長、廣瀬育生氏であります。

4ページをお願いいたします。参考資料となりますが、取得する財産の概要及び入札の状況を掲載しております。

以上、議案第36号についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議案第37号 工事の請負契約の一部変更契約の件を議題とします。

産業振興課長の説明を求めます。

課長。

○産業振興課長（長根一彦君） それでは、議案書5ページをお願いいたします。議案第37号は、工事の請負契約の一部変更契約の件であります。一部変更契約をするための工事は、令和5年第5回野辺地町議会臨時会、議案第45号をもって議決を経た野辺地漁港荷さばき施設改築工事で、地方自治法第96条第1項第5号及び野辺地町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づいて、議会の議決を求めるものであります。

6ページをお願いいたします。請負代金4億1,360万円を4億4,776万6,000円に変更するものであります。

提案理由は、野辺地漁港荷さばき施設改築工事について、工事上支障となる障害物の破碎工事等が必要となり、請負代金の変更をするため提案するものであります。

8ページをお願いいたします。参考資料で概要をご説明申し上げます。ナンバー1、2、3及び5に変更はございません。

ナンバー4、工事期間、野辺地町議会で議決し、本契約の意思表示をした日から令和6年11月29日まで。

ナンバー6、契約金額、当初契約額4億1,360万円、変更契約額は4億4,776万6,000円で、差引き増額は3,416万6,000円となります。

ナンバー7の変更の主なる理由ですが、記載している内容は、提案理由と同じ内容でありますので、割愛させていただきます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑ありませんか。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 7番の変更の主なる理由ですが、矢板打ち込み工事に支障となる障害物があることが判明したということではありますが、矢板打ち込みというのは何か所中何か所に支障を来したのか、数量を教えてください。

○議長（岡山義廣君） 課長。

○産業振興課長（長根一彦君） 議員、よろしいですか。数量というのは、どれくらい矢板を打つかでよろしいですか。少しお待ちください……。

○議長（岡山義廣君） 課長。

○産業振興課長（長根一彦君） 計算しなければいけないので、少々時間いただきたいので。ちょっとすぐにはなかなか答えられないので。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 矢板を打ち込むときに岩盤に当たって打ち込みができなかったということで、そこを破碎するということなのですけれども、事前にボーリング調査はどれぐらいされていて、ボーリング調査したところは影響なかったということなのですけれども、影響が出た数量というよりも、範囲でもいいです。どういった状況だったのかというのが明確に分かるような説明を、後からでもいいです、教えてください。

○議長（岡山義廣君） そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎発議審議

○議長（岡山義廣君） 日程第5、発議審議を行います。

発議第1号 統合小学校新築事業調査特別委員会設置に関する決議案を議題とします。

会議規則第13条第1項の規定によって、統合小学校新築事業調査特別委員会設置に関する決議案が戸澤君ほか5名から提出されました。

この件については、議会運営委員会で審査しております。11人の委員で構成する特別委員会を設置し、統合小学校新築事業に関する審査及び課題の検証等に関する事項を付託して調査するものです。

これから発議第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（岡山義廣君） 着席してください。起立多数。

したがって、発議第1号は可決されました。

引き続き、特別委員の選任を行います。

お諮りします。特別委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、議長を除く全議員を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、特別委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

ここで正副委員長の互選のため、暫時休憩します。

休憩（午後 2時45分）

再開（午後 2時58分）

○議長（岡山義廣君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（岡山義廣君） 諸般の報告をいたします。

休憩中に特別委員会が開催され、正副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告します。

統合小学校新築事業調査特別委員会委員長に、10番、大湊敏行君、副委員長に8番、中谷謙一君、以上のとおり報告がありました。

また、この特別委員会から付託事件について閉会中の継続調査の申出がありましたが、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（岡山義廣君） 発議第2号 防災・減災対策検証特別委員会設置に関する決議案を議題とします。

会議規則第13条第1項の規定によって、防災・減災対策検証特別委員会設置に関する決議案が6番、戸澤君ほか5名から提出されました。

この件については、議会運営委員会で審査しております。6人の委員で構成する特別委員会を設置し、野辺地町の防災・減災対策に関する調査及び検証に関する事項を付託して調査するものです。

これから発議第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（岡山義廣君） 8名。起立多数です。

したがって、発議第2号は可決されました。

引き続き、特別委員会の委員の選任を行います。議員間で協議の場を持ちたいので、暫時休憩します。

休憩（午後 3時01分）

再開（午後 3時08分）

○議長（岡山義廣君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

特別委員会の特別委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、1番、横浜君、4番、村中君、9番、野坂君、2番、高沢君、5番、五十嵐君、11番、赤垣君を指名したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） ご異議なしと認めます。

したがって、特別委員会はただいま指名したとおり選任することに決定しました。

手元に正副委員長の互選の結果が届いておりますので、報告します。防災・減災対策検証特別委員会委員長に11番、赤垣君、副委員長に2番、高沢君、以上のとおり報告がありました。

また、この特別委員会から付託事件について、閉会中の継続調査の申出がありましたが、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

発委第1号 野辺地町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案が会議規則第13条第2項の規定によって、議会運営委員会、戸澤委員長から提出されました。

お諮りします。発委第1号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

以上で本定例会に付議した議案等の審議が全部終了しました。

◎教育長挨拶

○議長（岡山義廣君） 退任される新渡教育長から挨拶の申出がありましたので、許可します。

新渡教育長。

○教育長（新渡幹夫君） お疲れのところ申し訳ありませんが、議長の許可をいただきましたので、退任に当たって一言ご挨拶申し上げます。

私は、教育長の職務は子供の教育環境を整えることだと考えてやってきました。教育環境は大きく分けて、物的環境と人的環境に分けられると思います。物的環境は、校舎や教材、教具などが当たると思います。その中でも大きな課題である新校舎建築については、着々と進めてきています。人的環境は、言うまでもなく先生方です。この人的環境の先生方が、子供たちに大きな影響を与えるのです。物的環境、人的環境のどちらかだけをやるのは不十分であり、不完全であると言わざるを得ません。どちらもやらなければならないことです。教育行政は、どちらかという物的環境だけを問題にしてきましたが、この人的環境、つまり先生方の指導力を問題にしてこなかったのが教育界の大きな問題だと考えています。私が教育長の職を受けたのは、先生方を、そして学校を変えられることができたからです。知的に楽しい授業を行い、子供たちの自己充足感や自己肯定感を高めて、自信を持って楽しく学校生活を送る子供を増やしたかったためです。少しずつその方向に向かうことができたのも、先生方のおかげだと思っています。感謝申し上げます。

私は、校長を退職してから10年たちます。十年一昔と言いますが、今は十年二昔以上だと実感しています。新しい教育の流れは思った以上に速く、令和型の教育は、古い人間より、若い人がふさわしいと考えています。

また、野村町長、岡山議長をはじめ、委員の皆様には議会で答弁するという貴重な経験をさせていただき、感謝申し上げます。今後の野辺地町の教育は新しい教育長にお任せしますので、今後も子供たちのために一丸となって野辺地町の教育を進めていただければと考えています。

長い間ありがとうございました。

○議長（岡山義廣君） 4年4か月に及ぶ教育委員会教育長の大任を果たしていただきました。大変にありがとうございました。そして、ご苦労さまでした。

◎町長挨拶

○議長（岡山義廣君） 町長から本定例会閉会に当たり挨拶の申出がありましたので、許可します。

町長。

○町長（野村秀雄君） 令和6年第1回定例会の閉会に当たり、議長から発言の機会をいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、令和6年度当初予算をはじめ、提出いたしました全ての議案につきまして原案どおり御議決を賜り、誠にありがとうございました。議員皆様からいただきました各般にわたってのご意見、ご提案などにつきましては、その対応に十分留意し、今後の町政運営に取り組んでまいりたいと考えております。

また、3月末をもってご勇退なされる新渡教育長におかれましては、令和元年11月から4年5か月にわたり町の教育行政の要としてご尽力いただきました。そのご功労に対し深く敬意を表しますとともに、心から感謝を申し上げます。今後とも町のため、お力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

議員の皆様におかれましても、まだまだ寒い日が続いております。健康にはくれぐれもご留意され、町政の運営に関しまして、引き続き一層のご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。長い間、長時間、大変お疲れさまでございました。

◎閉会の宣告

○議長（岡山義廣君） これをもって令和6年第1回町議会定例会を閉会します。

（午後 3時15分）